

放送法施行規則第 217 条第 1 項の規定に基づき、電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件の一部を改正する告示案に関する御意見及び総務省の考え方

1. 意見募集期間 平成 28 年 1 月 8 日（金）～平成 28 年 2 月 8 日（月）
2. 御意見提出件数 1 件（個人 1 名）
3. 提出御意見及び総務省の考え方

番号	意見提出者	提出御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>六の記録方法の認定についてであるが、この改正に反対である。</p> <p>記録方法についてはその手段が放逸になるのを防ぐため、やはり総務大臣もしくは総務省が行うのが望ましいと考える。代える事が出来ると考えられるものがあるのであれば、それを総務省に報告し、そこで判断が行われる事が望ましいと考える（省令や大臣告示であれば短期に改正が行えるので、問題ないであろう）。</p> <p>地方自治とは言え、地方公共団体が放逸になるのを許し（各所でそういう部分も見られると思しき状況である）、結果として治安や自浄能力、自治能力自体が低下してしまうような事態は避けなければならない。妥当な方法として認められるようであれば総務省が省令等の都度改正を行って全国的に取り入れる事が可能にしていっての方が望ましいと考える。（ただしここで地方公共団体がその裁量を発揮する事が出来るように、「絶対的許可方法」「推奨許可方法」「任意許可方法」「非推奨方法」「（禁止方法）」の様なランク分けを行い、指針・基準を示すとともに地方公共団体の裁量での認定が行われるようになるのが望まし</p>	<p>今回の総務省告示の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）による放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の一部改正に伴い、小規模施設特定有線一般放送に関する事務・権限が、総務大臣から都道府県知事に自治事務として移譲されることから、都道府県知事が当該事務を執行するに当たり、必要な手続（届出）に係る様式の記録方法等を規定するものです。</p> <p>都道府県知事が、本件告示案に規定する記録方法を認定できることと</p>	無

	<p>いと考える。)</p> <p>付記：</p> <p>自治体についてであるが、例えば福岡県は労働関係について更生労働省が定めている中小企業への求職者就職の報奨金以外に、元暴力団員が就職した際には最大 70 万円の給付を行うという事を行うようである（参考：</p> <p><a href="http://mainichi.jp/articles/20160206/k00/00m/040/149000c">http://mainichi.jp/articles/20160206/k00/00m/040/149000c</a> 暴力団離脱：元組員雇えば企業に福岡県から最高 70 万円 - 毎日新聞)。</p> <p>この様な差別的な対応、また行政からの支出として望ましくないとされる見方の多い施策でも地方公共団体が独自に、また県民・市民の意見も聞かずに行われる様であるので（…果たしてこれは求められる地方自治であろうか?）、地方自治に関してもその管轄としている総務省は十分に注意を行うべきであると考え。</p> <p>「地方自治体」に任せただけからといって望ましい自治になるかと言うとそうでもなく、またそもそもの地方自治としての実態自体が無い可能性すらあるのである。</p> <p>本件についても本来認められるのが望ましくない記録方法が採用され、望ましくない手段によってやり取りが行われる可能性があるため、この様に地方自治体の放逸を許すような形ではなく、「地方自治体の裁量を認め、また要望のあったものを都度（短期間で）追加していく」という形で最低限のコントロールを行った方が望ましいと考える（この様なやり方は多くの地方自治の分野について望ましいものであると考える）。</p>	<p>するのは、当該事務を執行するに当たって必要な手続であり、このことを持って、「治安や自浄能力、自治体能力自体が低下する事態になる」ことは想定されませんので、原案は適当であると考えます。</p>	
--	---	--	--